

**箕面市立中央生涯学習センター・
中央図書館・メイプルホール**

便器洗浄器保守管理委託仕様書

便器洗浄器保守管理委託仕様書

本仕様書は、箕面市立中央生涯学習センター・中央図書館・メイプルホールの便器洗浄器保守管理委託において、甲が乙に要求する業務の内容を示すものです。

1. 対象施設及び施設概要

「清掃業務委託仕様書」と同じ

2. 一般事項

「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項と同じ。

ただし、「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項（8）及び同（9）①bを除く。

また、この仕様書に「総合建物管理業務委託仕様書」2 一般事項の内容と相違する記載がある場合は、この仕様書に記載の内容が優先される。

3. 対象設備

使用器具 オートサニタイザーMK33

使用個数 24 個

4. 業務の目的

自動センサーによる確実な洗浄を行うと共に、トイレの小便器の殺菌、洗浄、脱臭、排水管のスケールによる詰まりの予防を行い、トイレ環境を良好な状態に保ち、施設の維持管理及び二次感染予防を目的とする。

5. 業務内容

（1）定期サービス 年間6回

1. 薬品・消耗品等の交換
2. 器具保守点検・機能動作の維持管理

（2）器具の取付・取外し及び修理は、乙が責任をもって行うこと。

（3）作業実施にあたっては、甲の指示に従って安全かつ衛生的に行うこと。

（4）作業実施後は、甲にサービス確認書を提出すること。

（5）本仕様書に定めない事項については、甲乙協議の上定めること。

6. 性能・品質

（1）小便器自動洗浄殺菌装置は衛生器具用給水装置の二次側以降の配管に設置すると共に、自動洗浄機能と洗浄殺菌装置機能は一体であること。

（2）洗浄殺菌装置は、二次感染予防の効力を有し、衛生器具に対し必要十分な薬剤の供給が可能な容量を確保しており、衛生陶器内部全面に対し行き渡る洗浄効果を有すること。

（3）薬剤は、水質、水温等の変化に影響されない液体であり、排水管への影響を考え中性を使用すること。

（4）薬剤は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し殺菌効力の持続性があるものを

使用すること。

7. 保守点検

- (1) 各装置の故障等、緊急事態が発生した場合には、直ちに受託者の専門技術者を派遣し必要な処置を行うこと。
- (2) 保守点検中に発生したゴミ類は全て持ち帰り、適正に処理すること。
- (3) 保守点検中に発見した給水異常や装置の異常については、施設管理者と協議し、必要であれば適切な処置を行うこと。

8. 設置場所

フロアー	取付場所	個数
地下1階	男子トイレ	3
1階	男子トイレ	3
2階	男子トイレ	3
3階	男子トイレ	3

【以上】